二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
板ヶ谷川
砂防法第二条の土地の表示
(二)　広島県山県郡戸河内町字犬ヶ谷一五六五番地内四等三角点板ヶ谷を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十五年建設省告示第千百七十九号で指定した板ヶ谷川に掲げる土地の区域を除く。）
基準点から七六度三七分五八秒
標柱一号から三四二度〇七分五三秒　一号
四七・五六七メートルの地点
標柱二号から四〇度二三分三九秒　二号
三〇三・〇五八メートルの地点
標柱三号から一〇〇度三三分三一秒　三号
一八四・二一一メートルの地点
標柱四号から一八四度五四分一二秒　四号
三〇・二九九メートルの地点
標柱五号から二八〇度三三分三一秒　五号
一四七・四〇二メートルの地点
標柱六号から二四三度四九分二七秒　六号
六八・七八二メートルの地点
標柱七号から二一〇度三〇分〇五秒　七号
二三・三四八メートルの地点
標柱八号から一二七度二九分二七秒　八号
一〇・三二七メートルの地点
標柱九号から一九一度一六分〇六秒　九号
四・五八九メートルの地点
標柱十号から二九三度二七分二八秒　十号
一二・二二七メートルの地点
標柱十一号から二〇六度三八分二八秒　十一号
四九・六九八メートルの地点
標柱十二号から二二三度五二分五四秒　十二号
二〇・五七〇メートルの地点
標柱十三号から一八二度四七分五七秒　十三号
一九・〇一二メートルの地点
標柱十四号から二二五度二〇分二七秒　十四号
二七・四四六メートルの地点
標柱十五号から二〇八度二〇分一三秒　十五号
七六・一〇六メートルの地点　十六号

**○九州地方整備局告示第百八十四号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十二月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月一日

九州地方整備局長　増田　博行

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
二百十号　うきは市浮羽町山北字尾上六二三番一から同市浮羽町山北字尾上六二一番一まで　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年十二月一日

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
八幡川
砂防法第二条の土地の表示
(二)　広島県江田島市大柿町大原字日之浦二二七六番一地内三等三角点東能美島を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十二年内務省告示第二百二十二号で指定した八幡川及び平成十二年建設省告示第百五十六号で指定した同号一に掲げる土地の区域を除く。）
基準点から二七九度五三分〇二秒
四七二・一一一メートルの地点　一号
標柱一号から一六四度四〇分〇三秒
一一三・六〇〇メートルの地点　二号
標柱二号から二六六度一六分四五秒
六六・三二二メートルの地点　三号
標柱三号から三三一度〇二分五五秒
一〇三・七一七メートルの地点　四号

**○防衛省告示第二百二十五号**

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年十二月一日

防衛大臣　小野寺五典

日時　平成二十九年十二月八日（予備、同月十二日）の〇八〇〇から一七〇〇まで

区域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域
(ア)　北緯三一度四七分一二秒
(イ)　北緯三二度二〇分一二秒
(ウ)　東経一二八度四五分五二秒
(エ)　東経一二九度〇九分五二秒

実施艦等　自衛艦九隻

その他
一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

# 国会事項

## 衆議院

**質問書提出**

十一月二十九日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

訪問介護における「生活援助」の提供回数の制限及び「生活援助」の「緩和した基準」に関する質問主意書（柚木道義提出）

**報告書受領**

十一月二十九日内閣から次の報告書を受領した。

東日本大震災復興基本法第十条の二の規定に基づく東日本大震災からの復興の状況に関する報告

又同日内閣を経由して文部科学大臣林芳正から、次の報告書を受領した。

国立研究開発法人科学技術振興機構法附則第五条の六第二項の規定に基づく国立研究開発法人科学技術振興機構平成二十八年度革新的新技術研究開発業務に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見

独立行政法人日本学術振興会法第二十一条第二項の規定に基づく独立行政法人日本学術振興会平成二十八年度学術研究助成業務に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見

スポーツ振興投票の実施等に関する法律第三十条第二項の規定に基づく独立行政法人日本スポーツ振興センター平成二十八年度スポーツ振興投票に係る収益の使途に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見

又同日会計検査院長河戸光彦から次の報告書を受領した。

会計検査院法第三十条の二の規定に基づく報告書「租税特別措置（相続税関係）の適用状況等について」

## 参議院

**議案提出**

十一月二十九日議員から次の議案が提出された。

政策金融改革の着実な達成を図るための株式会社商工組合中央金庫法及び株式会社日本政策投資銀行法を廃止する等の法律案（藤巻健史発議）（参第一六号）

独立行政法人都市再生機構の完全民営化の推進に関する法律案（藤巻健史発議）（参第一七号）

**質問主意書転送**

十一月二十九日次の質問主意書を内閣に転送した。

復興資金流用問題に関する質問主意書（又市征治提出）（第二一号）

**報告書受領**

十一月二十九日内閣から、東日本大震災復興基本法第十条の二の規定に基づく東日本大震災からの復興の状況に関する報告を受領した。

また、同日内閣を経由して文部科学大臣から、国立研究開発法人科学技術振興機構法附則第五条の六第二項の規定に基づく国立研究開発法人科学技術振興機構平成二十八年度革新的新技術研究開発業務に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

また、同日内閣を経由して文部科学大臣から、独立行政法人日本学術振興会法第二十一条第二項の規定に基づく独立行政法人日本学術振興会平成二十八年度学術研究助成業務に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

また、同日内閣を経由して文部科学大臣から、スポーツ振興投票の実施等に関する法律第三十条第二項の規定に基づく独立行政法人日本スポーツ振興センター平成二十八年度スポーツ振興投票に係る収益の使途に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

また、同日会計検査院長から、会計検査院法第三十条の二の規定に基づく「租税特別措置（相続税関係）の適用状況等について」の報告を受領した。